

取組課題への対応状況及び 今後の取組方針(案)

推進会議で取り組む課題一覧

(平成21年11月24日決定)

番号	課題名	掲載ページ
1	コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮	3
2	障害者用駐車スペースの適正な利用	5
3	病院や飲食店等における身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入れ	7
4	預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮	9
5	障害の状況に応じた職場での配慮	11
6	障害のある人が使えるトイレの設置推進	13
7	障害のある人に対する不動産の賃貸	15
8	店舗での買い物と移動の介助	17
9	音響式信号機の音声誘導ルール	19
10	保育所等における障害児への配慮	21
11	学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮	23
12	サービス提供に当たっての安全確保	25
13	建物等のバリアフリー化の推進	27

課題1 コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮

【事例】

1. 防災情報など命に関わる情報提供は、点字版やSPコード(音声コード)を印刷したものも作成すべきではないか。
2. 行政庁から送付された書類であることが視覚障害者にも識別できるよう、封筒や葉書に触読できる浮き出しマークなどを付けてほしい。
3. テレビの副音声で解説放送を流すようにしてほしい。
4. ケーブルテレビの番組表を点字化してほしい。
5. 駅員不在で、視覚障害のある人が切符売場の場所がわからず困った。
6. 駅で非常時の案内が音声のみで行われ、聴覚障害のある人には状況がわからなかった。
7. 聴覚障害のある人が手話体験学習の講師を引き受けるに当たり、手話通訳の派遣が予定されていなかった。
8. 公職選挙法で、知事選挙の政見放送に手話通訳や字幕を付けることが認められていない。

【問題の所在】

- 情報の発信は活字や音声により行われることが多く、視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害等のある人は、その障害があるがゆえに必要な情報を得ることが困難なことが多い。また、緊急時に適切に情報が提供されないと、直ちに生命・身体や財産等に重大な影響を及ぼすおそれがある。
- このため、障害のある人に対し必要な情報を適切に提供できるよう、障害のある人の障害特性に応じた配慮を行う必要があるが、現実には、上の【事例】のとおり、障害のある人が望む配慮が行われていないことが多い。

障害のある人の情報獲得手段

- 視覚障害のある人
 - 全盲の人は音声、点字、触覚、弱視の方は音声や拡大文字により情報を得ている人が多い。(点字は重要な伝達手段だが、読める人は少数。)
 - インターネットの利用は、音声読上げソフトを活用している人が多い。
- 聴覚障害のある人
 - 手話を使用言語とする「ろう者」と音声語を使用言語とする「中途失聴・難聴者」があり、ろう者は手話通訳、中途失聴・難聴者は要約筆記(聞こえる人が聴き取った話の要点を文字で伝える)により情報を得ている人が多い。
 - 補聴器で聞こえを補ったり、人工内耳を装用している人も増えている。

【課題への対応状況】

- 県では、平成21年12月に「障害のある人の情報保障のためのガイドライン」を策定した。これは、障害のある人に対する情報保障を確保するために、県の各機関が行うべき配慮の指針を示すものである。
県の各機関へ通知するとともに、職員に対する説明会を2回開催した。このガイドラインを要約した「障害のある人にきちんと情報を伝えるための早わかりガイド」も作成・配布し、障害特性に応じたきめ細かな配慮が行われるよう努めている。
- 平成22年4月、市町村に対して、ガイドラインの策定について通知し、説明を行い、障害のある人がきちんと情報を受け取るために必要な配慮の実践に努めていただくよう依頼した。
- 国に対し、聴覚や視覚に障害のある人に対する情報保障の配慮がなされるよう、次の点について所要の措置を実施するよう要望した。
 - 1 緊急災害時のテレビ放送において、字幕や手話通訳の付加、テロップの読み上げなどの配慮を実現できるよう、NHK及び民放各社に対し働きかけること。
 - 2 政見放送は、衆議院（小選挙区選出）議員選挙で認められている収録ビデオの持ち込み方式に統一し、手話通訳や字幕を付けるようにすること。
 - 3 選挙公報は、点字訳や音訳したものの発行を義務付けること。

(参考)

- 総務省は、平成23年度予算の概算要求で、災害時等における要援護者への瞬時の文字情報伝達手法の開発等に約3億円を要求した。
- 総務省は、平成22年8月に「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」を設置し、次の3項目について検討を行い、22年度中に結果をまとめることとした。

政見放送への字幕及び手話通訳の付与
点字及び音声による選挙情報の提供
投票所のバリアフリー化など投票環境の改善

【今後の取組方針(案)】

- 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」及び「障害のある人にきちんと情報を伝えるための早わかりガイド」を県職員に周知し配慮に努めるとともに、市町村や民間にも配慮を呼びかけていく。
- 法制度等の問題については、今後とも国に改善を働きかけていく。

課題2 障害者用駐車スペースの適正な利用

【事例】

1. 障害者用駐車スペースに障害のない人が駐車してしまい、車いす使用者等が利用できない。
2. 車いす使用者が車両に車いすマークを貼っていないという理由で障害者用駐車スペースへの駐車を拒否された。
3. 障害者用駐車スペースの駐車の予約をしていないという理由で断られた。

【問題の所在】

- 障害のある人にとって、障害者用駐車スペースの存在は自由な外出を保障するために極めて重要であるが、上記の事例のように障害者用駐車スペースを利用できないことも多い。
- その原因としては、以下の問題点が挙げられる。

駐車マナーの悪い人が多い。(障害のない人が、「車いすマーク」をつけていることもある。)

障害者用駐車スペースは、法令等により整備基準は決まっているが、利用のルール(誰のためのスペースか)は明確にされていない。

一般的には、車いす使用者をはじめ、障害のある人、病気やけがにより一時的に体の不自由な人、介護を必要とする人あるいは妊産婦など、身体的理由で一般の駐車区画では利用が困難な人の駐車施設と考えられている。



障害者用駐車スペースの例



(参考)

障害者のための国際シンボルマーク



車いすを利用する障害者をはじめ、「すべての障害者を対象」としたものの。

身体障害者標識



「肢体不自由を理由に免許に条件を付されている方」が表示するマーク。表示は努力義務。

【課題への対応状況】

- 県では、平成22年1月から3月まで、高等学校、自動車教習所及び大型商業施設で車いすマークの駐車場の利用マナーの啓発活動を実施した。



啓発ポスター

ちらしを高校生用に5万枚、自動車教習生用に3万枚作成・配布するとともに、ポスター300枚を作成し高等学校、スーパー等で掲示していただいた。

大型商業施設については、イトーヨーカ堂16店、イオン(ジャスコ)21店、せんどう15店、東急ストア1店の合計53店で啓発ポスターの掲示を行っていただいた。

また、平成22年3月に東急ストア土気あすみが丘店で啓発宣伝活動を実施した。

【今後の取組方針(案)】

- 引き続き、高等学校や大規模店舗等において、障害者用駐車スペースの利用マナーの啓発活動を実施していく。東葛飾地域での啓発活動については、他の自治体に連携を呼びかけて行う予定である。
- 障害者用駐車スペースの適正な利用のあり方について、効果的な啓発方法なども含め調査し、検討を行っていきたい。
- 民間事業者においても、障害者用駐車スペースの適正利用を呼びかける店内放送や、障害者用駐車スペースであることを分かりやすく表示するための工夫等を実施していただくよう協力を求める。

課題3 病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受入れ

【事例】

1. 病院、レストラン、本屋、タクシーで盲導犬の同伴を拒否された。
2. 民間のアパートを探しているが、盲導犬がいるため断られる。(課題7と関連)

【問題の所在】

- 身体障害者補助犬法では、
 - 国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならないこと(7～9条)
 - 常時雇用労働者56人以上の民間事業主は、事業所等に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこと(10条)
 - 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならないこと(11条)とされているが、拒否されるケースがある。
- 拒否理由としては、以下の点が挙げられる。
 - 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)のことを知らない人もまだいる。
 - 他の利用者で犬を嫌がる人がいるので、その人に迷惑がかかる。
 - 犬の毛が落ちるのではないかなど、衛生面で不安である。
 - 医療機関では、犬の感染をきっかけに感染が拡大するおそれがある。
- しかしながら、盲導犬の同伴拒否の相談があった際、相談員が施設に対し身体障害者補助犬法について説明すると理解を示すことが多いことから、事業者へ制度を周知することが課題であると考えられる。

補助犬の種類

- 盲導犬** 目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教える。胴体にハーネスをつけているのが特徴。
- 介助犬** 手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりする。着替えも手伝う。
- 聴導犬** 耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせる。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教える。

【課題への対応状況】

- 県障害福祉課のホームページにおいて、身体障害者補助犬について説明するページを掲載し、県民の皆様の理解と御協力をお願いしている。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syofuku/gyosei/hozyoken.html

- 平成20年4月から、身体障害者補助犬法に基づき、補助犬に係る相談窓口を県庁障害福祉課に設置した。(他に千葉市、船橋市、柏市に設置された。)
- 県から、市町村、県健康福祉センター(保健所)、県障害者相談センター、県立病院に対して、「ほじょ犬ステッカー」を送付し、活用を依頼した。

【受入れステッカーの一例】

厚生労働省



全国盲導犬施設連合会



日本補助犬協会



- 県では、平成21年10月に千葉県盲導犬ユーザーの会、財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、県職員を対象とした盲導犬に関する研修会を開催した。
- 千葉県がんセンターでは、身体障害者補助犬を使用される方への対応方針を定め、ホームページに公表した。
<http://www.chiba-cc.jp/general/patient/dogs.html>
- 平成21年12月、市川市の盲導犬ユーザーと市川市医師会の間で、盲導犬の受入れについて意見交換を行った。
- 平成20年7月、千葉県生活衛生同業組合連絡協議会では、盲導犬の理解のための研修会を開催し、補助犬受入れステッカーを構成員に配布した。
- 平成22年7月、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合に加入する施設の女将でつくる「千葉県菜の花女将会」では、盲導犬の理解のための研修を実施した。

【今後の取組方針(案)】

- 県内の医療機関、飲食店、理美容店、旅館ホテル、タクシー事業者等に対し、補助犬の周知を図り理解を広げていく。
- 補助犬のユーザーや育成団体等の協力を得て、補助犬についての研修会を開催したり、補助犬受入れステッカーを幅広く配布するなど、理解を広げる取組みを実施していく。

課題4 預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮

【事例】

1. 視覚障害のある人が銀行の窓口で預金の引出しやローンの返済方法の変更をしようとした際、書面の自署を求められたが、できないため、手続きできなかった。
2. 視覚障害のある人が銀行のATMで預金の引出しや振込みを行おうとして、行員にATMの操作を手伝ってほしいと頼んだが、断られた。
3. 視覚障害のある人が口座を開設しようとしたが、家族の立会い又は成年後見制度の利用を求められた。

【問題の所在】

- 金融機関は、預金者保護のため、職員による書面の代筆やATM操作の介助を認めていないことが多いが、視覚障害のある人や肢体不自由の人の中には、障害があるために書面の自署ができない、ATMの操作が独力ではできない人もおり、障害特性に応じた配慮がないと自由に金融機関を利用できない。
 - 先天的に全盲の人は文字を習得していないなど、視覚障害者の多くは、決められた場所に自署するのは困難である。
 - 手が不自由な人の中には、自署するのが困難な人がいる。
 - 視覚障害のある人にとっては、タッチパネル式のATMは使いにくい。
 - 車いすの人はATMの下に脚が入るスペースがないと操作しにくい。
- 視覚障害者対応ATMは、金融機関の努力によりかなり整備が進んでいるが、金融機関によっては、まだ設置されていない店舗もある。
(視覚障害者対応ATMは、受話器(ハンドセット)が装備されていて、その受話器からの音声案内に従ってテンキーを操作することによって利用できるタイプのものが多い。)
- 視覚障害者対応ATMは、預金の預け入れ、引出し、残高確認、通帳記入はできるが、振込みについては、店舗数が膨大で案内に限界があるなどの理由でできない。

【課題への対応状況】

- 平成22年1月から3月に、視覚障害者団体の代表と県内に本店のある3銀行(千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行)の間で、視覚障害のある人が銀行サービスを利用しやすくするためにはどのような配慮が必要かについて話し合い、実地確認も行い検討して、次のような成果を得た。
 1. 行員が代筆できる書類の範囲や、代筆を行う際の手続き(身体障害者手帳による本人確認や複数の行員の立会いなど)を整理し、視覚障害のある人の利便性の向上を図った。
 2. 視覚障害のある人が窓口を利用して振込をする際の手数料を、ATM利用の場合と同額に引き下げた。
 3. ATMの操作方法を行員が丁寧に教えてくれることを確認した。

- 他の金融機関にも検討をお願いした。その結果、県内に本店のある信用金庫、信用組合、千葉信漁連で、3銀行と同様の取扱いをする金融機関が出てきている。JAバンク、ろうきん、ゆうちょ銀行も取扱いを検討している。

【今後の取組方針(案)】

- 既に県内のほとんどすべての金融機関に対して検討依頼を行っており、各金融機関の取組みの推移を見守る。

課題5 障害の状況に応じた職場での配慮

【事例】

1. 心臓機能障害があるため、医師の助言も受け、配置替えを希望し会社に訴えたが、認められず、退職を余儀なくされた。
2. 上下肢の障害に伴う執務困難な業務について上司に配慮を求めたが、理解してもらえない。
3. 交通事故の後遺症による障害のため職務復帰後、本来の業務を行うことができず、簡単な事務作業しか任されなくなったので、別の職種への変更や障害者枠への転換雇用を会社に希望するが、取り合ってもらえない。
4. 精神障害があることを会社に伝えて就職したが、体調を崩して入院し、職場復帰の段階になって突然解雇を告げられた。

【問題の所在】

- 障害のある人が能力を十分に発揮して働き続けることができるためには、一人ひとりの障害の状況に応じた職場環境の整備等の配慮が必要だが、障害のある人を受け入れるためには、建物や設備、備品の配慮のほか、仕事の内容やローテーションの見直し等の配慮が求められ、使用者側で十分な対応ができない場合もある。
- 職場において障害のある人に対する合理的な配慮を行うには、使用者や管理監督者の障害に対する理解が不可欠であるが、中には誤解や偏見を持つ人もいる。
- わが国も署名し、平成20年5月に発効した障害者の権利に関する条約では、締約国は、職場における合理的配慮の提供の確保等のために適切な措置をとるべきこととされているが、これまでの我が国にない概念であることから、現在国は、同条約への対応として、障害者雇用促進法制においてどのような措置を講ずべきか検討を行っている状況であり、職場における合理的配慮の提供の確保は法律に明記されていない。

(参考) 障害者の権利に関する条約の概要(雇用分野)

公共・民間部門での雇用促進等のほか、

あらゆる形態の雇用に係るすべての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全・健康的な作業条件を含む。)に関する障害に基づく差別の禁止(1(a))

公正・良好な労働条件、安全・健康的な作業条件及び苦情に対する救済についての権利保障(1(b))

職場において合理的配慮が提供されることの確保(1(i))

等のための適切な措置をとることにより障害者の権利の実現を保障・促進することとされている。

【課題への対応状況】

- 平成22年6月29日の閣議で、次の2点が決定されたことから、県としては国の検討状況を見守っている状況である。
 - 1 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置、これらに関する労使間の紛争処理手続の整備等の具体的方策について検討を行い、平成24年度内を目途にその結論を得る。
 - 2 障害者に対する通勤支援、身体介助、職場介助、コミュニケーション支援、ジョブコーチ等の職場における支援の在り方について平成23年内を目途に得られる障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

【今後の取組方針(案)】

- 国の検討状況を見守るとともに、当面は、各企業等に対し、以下の例を参考に、障害のある人に対する職場における配慮の実施に努めていただくようお願いしていく。

条例の解釈指針に記載されている合理的配慮に基づく措置の例

 - 車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
 - 精神障害がある従業員のために、仕事のローテーションを組み替えること。
 - 仕事を進めるに当たって障害特性を踏まえるとともに、本人の仕事に対する意欲や可能性に配慮すること。
 - 知的障害がある従業員のために、工程の単純化等職務内容を工夫すること。
 - 障害を持ったことによる退職後の職場復帰にあたり、単純に従前の職務が務まるかではなく、段階的な復帰や職種の転換を考慮すること。
 - エレベーターのないビルをオフィスとして使用している企業において、車イスを利用する従業員を1階の業務に配置すること。

課題6 障害のある人が使えるトイレの設置推進

【事例】

1. 膀胱機能障害のある人が使用できるトイレが建物の中にある。
2. 公園に障害者用トイレが少ない。
3. 災害時の仮設トイレに手すりを設置してほしい。
4. 「多目的トイレ」、「だれでもトイレ」等の表示は、障害者が使えないときもあるため、やめてほしい。
5. 車いす使用者が勤務先で使用するトイレが、施設利用者と兼用の多目的トイレで使用中であることが多く、なかなか使えず困っている。

【問題の所在】

- トイレは、誰もが使うものであるが、まちにある公共トイレは、障害のある人にとっては使いにくいものや使えないものも多いことから、障害のある人にとって自由な外出や移動に制限がかかることがある。
- オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応のトイレが少ない。
 - オストメイトが排泄物の処理、ストーマ(排泄口)装具の交換・装着、ストーマ周辺皮膚の清拭・洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができる汚物流し台等の設備が求められる。
- 車いす使用者が使いにくい又は使えないトイレが多い
 - 出入口の段差解消、出入口の有効幅員の確保、車いすが回転できる広さの確保、様式便器の設置、適切な手すりの設置等が求められる。
- 現在は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者、車いす使用者、子ども連れの人、オストメイトなど、できるだけ多くの人々が利用できるように設計された多機能トイレの設置が進んでいるが、1つのトイレでさまざまな人のニーズに応える真にユニバーサルなトイレの設計は難しい。
- 「多機能トイレ」はあるが、使う人が多くて障害のある人が使えない問題が起きている。

国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、旅客施設、都市公園、建築物等のバリアフリー整備ガイドラインを定め、この中でトイレの整備基準を示した。

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/11-07benjo.pdf>

【課題への対応状況】

- 国の事業を活用して、県及び一部の市町村は、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備することとしている。
- 県のホームページに「ちばバリアフリーマップ」を掲載するなどして、情報提供を行っている。
「ちばバリアフリーマップ」 <http://www.pref.chiba.lg.jp/pbbfmap/>
- 県では、平成22年6月から7月に、障害のある人が使いやすい公共トイレについての意見募集を行った。障害のある人が使いやすいトイレとするためにはどんな配慮が必要なのか、障害当事者や家族・支援者などの声を集めた。156人から応募があり、現在、寄せられた意見を整理している。

【使いやすいトイレの条件として多かった意見】

- 出入口に段差がない。
- 扉は、自動ドアか軽い引き戸とし、スペースを広くとる。
- ドアに杖やかばんを掛けるフックを付ける。
- 便房室内の配置が統一されている。
- 十分な広さがある。(車いすが回転でき、本人と介助者2名が動ける。オストメイトの方が着替えられる。)
- 手すりがある。(手すりの設置の方法等については様々な意見あり。)
- 大人がオムツ替え等で使用できるベッドがある。
- 温水洗浄便座がある。
- 自動水洗がよい。
- オストメイト専用トイレは、ジャワメイトがよい。
- オストメイト用シャワーがあり、お湯が出る。
- オストメイトの方が衣服を置く台、パウチ等を置く棚がある。
- トイレ設備に関する音声案内やわかりやすい表示がある。
- 清潔である。

【今後の取組方針(案)】

- 障害のある人が使いやすい公共トイレについての意見募集結果を公表するとともに、トイレメーカーや設置管理者など、関係機関へ送付することによって、障害のある人が使いやすいトイレの設置を推進していく。

課題7 障害のある人への不動産の賃貸

【事例】

1. アパートを借りるときに、精神障害があることを告げると断られるという体験を何度もしている。
2. 精神障害があることを隣人に話したら、不動産屋から現在の住宅を出ていくよう遠まわしに言われた。
3. 車いすを使用しているが、受け入れてくれる不動産屋がない。
4. 知的障害者グループホームの建設に当たって、地域住民が反対している。
5. 精神障害者のグループホームに対して、近隣の住民から、騒音、窓の開閉等の苦情が継続的に寄せられる。

【問題の所在】

- 住まいは、人の生活の基盤となるものであり、障害のある人が地域で暮らすためには、障害のない人と同様に自由に家を借りられることが必要であるが、不動産業者や家主に障害のある人に対する誤解や偏見があるために、障害のある人が借家を拒否される例が多い。拒否理由としては、以下の点が挙げられる。
 - アパートの住人や近隣住民とのトラブルへの恐れ
 - 「障害者が隣に越してきたら他の人が出ていってしまう。」
 - 「奇声をあげたりするのですか。」「暴れたりするのですか。」
 - 「知的障害者は困る。」
 - 火災への不安
 - 「目が見えないのに、火の始末はできるのか。」
 - 安全を保障できない、いざというときに責任を負わされるという不安
 - 「障害者のような面倒な人たちとかかわりたくない。」
 - 「聞こえないのでは何かあったときに困る。」
 - 建物を維持できなくなるかもしれないという不安
 - 「車いすを使用されると建物が傷む。」
 - 「建物を改造されてしまうかもしれない。」
- 障害のある人が地域で暮らすときに、住まいの場としてのグループホームは重要な資源であるが、グループホームをつくる際に、「住宅地のグレードが落ちる」、「障害のある人とのトラブルが心配」といった誤解や偏見により、近隣の住民から、反対や苦情を受けることがある。

【課題への対応状況】

- 国が実施する「住宅入居等支援事業」(居住サポート事業)や「あんしん賃貸支援事業」の周知及び推進を行っている。

住宅入居等支援事業(居住サポート事業):厚生労働省実施

市町村が実施主体で実施する事業。賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行うもの。

あんしん賃貸支援事業:国土交通省実施

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯(小さな子どもがいる世帯又は一人親世帯)の入居を受け入れることとして、都道府県等に登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や様々な居住支援を行う。

(参考)

- 「あんしん賃貸ネット」(高齢者住宅財団)
<http://www.anshin-chintai.jp/anshin/index.php>
- 「居住支援ガイド - あんしん賃貸支援事業」(ハウジングアンドコミュニティ財団)
<http://www.hc-zaidan.or.jp/anshin/index.html>

- 平成22年5月に、障害当事者、不動産事業者、県関係課職員で構成する「障害のある人の不動産取引に係る問題の検討会」を設置し、障害のある人の不動産取引の現状、問題点、障害に対する誤解や偏見を解消するための方策、障害のある人が安心して住めるための支援等について意見交換・検討を進めている。

【今後の取組方針(案)】

- 「住宅入居等支援事業」(居住サポート事業)や「あんしん賃貸支援事業」を活用してもらうよう、市町村や不動産事業者等に積極的に働きかけていく。
- 不動産事業者や賃貸住宅の家主に対して、障害のある人の障害特性等についての理解を広げていく。

課題8 店舗での買い物と移動の介助

【事例】

・ 視覚障害のある人がショッピングセンターで、買い物のガイドや移動介助のサービスが受けられなくなった。

【問題の所在】

- 障害のある人がお店で買い物をする際、スタッフから、障害の状況に応じて、買い物のガイドや移動介助のサービスを受けられれば買い物がしやすくなるが、お店によっては、そのためにマンツーマンで対応する従業員を配置するのは人員配置上困難なため、限られたスタッフの中で、どんな工夫ができるかが問題となる。
- 視覚障害に限らず、聴覚障害、肢体不自由、知的障害など、障害の種別、程度に応じて、必要とされる配慮も異なるため、接客する従業員が、障害の特性を理解し、的確な対応をすることが求められるが、そのノウハウを有する従業員は少ない。

【課題への対応状況】

- 視覚障害など移動に困難のある障害者に対する外出支援についての公的なサービスとしては、市町村が実施しているガイドヘルパーの派遣事業があるので、県に相談があった場合には、この事業を案内している。

【今後の取組方針(案)】

- ガイドヘルパーの派遣事業の周知に努める。
- 各店舗で、従業員が障害のある人の障害特性を理解するための研修を実施し、可能な限りの対応を検討していただくようお願いする。

課題9 音響式信号機の音声誘導ルール

【事例】

1. 視覚障害のある人が利用する音響式信号機について、通常は広い通りの方が「カッコー」の声で、狭い通りの方が「ピヨピヨ」の声のはずだが、間違って運用されていたので、移動に支障がある。
2. 視覚障害のある人は、常に認識している地図を頼りに歩いており、道路の優劣・広さより、方向感覚を維持していくためにもその場の東西南北を基準とした音声誘導が必要である。

【問題の所在】

- 音響式信号機は、視覚障害のある方にとって、安全に移動するために欠くことのできないものであるが、音声誘導の運用が地域によって異なることもあるため、視覚障害のある人が他の地域へ旅行したときに、方向を誤り、場合によっては身に危険が及ぶおそれがある。
- 本県では、音声誘導は、主道路を横切るときに「カッコー」、従道路を横切るときに「ピヨ」を基本としているが、音響式信号整備当初に音声誘導の基準がなかったこと、新設道路の供用や道路の拡幅整備、大型商業施設等の出店により交通量が変化したことなどにより、道路の主従関係が逆転している場所では基準とは相違した音声誘導となる。また、同一道路であっても交差する道路により道路の主従関係が逆転する場合は、一つの道路を同じ方向に歩いていても途中で音声誘導が変わってしまう。
- 全国的には、音声誘導のルールは統一されていない。東西南北を基準とした音声誘導で統一している県も一部あるが、東西と南北方向のどちらを「カッコー」とするかは、県によって異なる。現段階で千葉県として東西南北を基準とした音声誘導に統一変更したとしても、その後に音声誘導が千葉県と異なる形で全国的に統一された場合には、さらに変更することになる。

【課題への対応状況】

- 視覚障害のある人は、音声誘導と周辺環境を関連記憶しており、音声誘導基準の変更は、利用者の一時的な混乱を招くことや、新たな環境に適応する負担が大きく事故につながることを懸念されるため、全国統一の動向を見ながら慎重に検討している。
- 道路整備や交通量変化などの道路交通環境の変貌で音響式信号機が利用しづらい場所については、利用者の意見を聞きながら改善している。

【今後の取組方針】

- 今のところ、音声誘導ルールの全国統一の動きはないので、当面は現行の取扱いを継続する。
- 将来、東西南北を基準とした音声誘導で全国的な統一が図られる場合は、関係団体や関係機関等と協議しながら、統一に向け必要となる予算を警察本部で確保する。

課題10 保育所等における障害児への配慮

【事例】

1. 保育園に通園している子どもが、障害児専門保育の対象となるため、時間外保育の利用ができなくなると言われた。障害があるという理由だけで保育時間が短くなることは納得できない。
2. 自閉傾向があると診断された子どもが入園予定の保育園での支援体制が心配である。
3. 子どもの障害の内容や程度によって学童保育の入所を断られることがある。
4. 学童保育所が、入学予定の小学校から遠方にあり、しかも途中歩道がなく安全面で不安なので送迎してほしい。
5. 子どもに多動、衝動行為が多いため、学童保育所職員が手を焼き、子どもが孤立している。

【問題の所在】

- 児童福祉法における保育所の入所要件は、「児童が保育に欠ける」ことだけであり、その児童が保育に欠ける限りは障害の有無にかかわらず保育所において保育を受けることができる。しかし、保育所の施設や人員配置基準を定めた児童福祉施設最低基準は、保育所において障害児を受け入れることを想定していないことから、障害児を受け入れるに当たり、児童の安全確保等のため、この基準を超えた施設整備や人員配置が必要となる場合には、その費用は市町村又は事業者の独自負担となる。
- 施設整備や人員配置ができないと、児童の安全確保等が難しいため、障害児にとっては、希望の保育所に入所できない場合や、受入体制が整うまで入所を待たねばならない場合などの制限が課せられてしまう場合がある。
- 保育所が障害児を受け入れるに当たって配慮すべきことについて、保育所の考えと保護者の期待との間にずれが見られる場合がある。
- 学童保育の実施場所について、校内に空き教室がない、学校敷地内に適当な設置場所がないなどの理由から、校外の施設で実施せざるを得ず、障害児の通所に配慮が必要な場合がある。

【課題への対応状況】

- 保育の実施責任は市町村にあることから、国は市町村に対し障害児保育に要する財源を交付税措置しており、また、県では、県単独の「すこやか保育支援事業」で、保育士定数を超えて保育士を配置することにより入所児童の処遇向上を図る保育所に対し、補助を行っている。

すこやか保育支援事業の概要

- 基本分（定員 60 名以上の保育所を対象とする。）
158,700 円 × 16.15 月 × 配置月数 / 12 月 年額 2,563,005 円
補助率 県 1 / 2 市町村 1 / 2
- 特定乳幼児受入分
入所児童の処遇を維持しつつ、生後 3 ケ月未満の乳児の受入れを円滑にするとともに、障害児の受入れ及び適切な対応を行うため、基本分に加えさらに 1 名の保育士を加配するもの（定員 60 名未満の保育所にあっては保育士定数に対し 1 名の加配）
158,700 円 × 年度当初から受入月の前月までの月数（乳児）
又は
158,700 円 × 受入月数（障害児）
合わせて年額 1,904,400 円（12 月分）を上限とする。
補助率 県 1 / 2 市町村 1 / 2

- 学童保育は、市町村ごとに地域の実情に応じて実施されているため、県としては、「千葉県放課後児童クラブガイドライン」を策定し、障害児の受入れを優先する、児童が障害を持っていることを理由に入所を断らない、施設のバリアフリー化に努めるなど、目指してほしい望ましい水準を示しているため、これに沿った運用に努めるよう働きかけている。
- 保育所職員に対し、障害児保育に関する研修を実施している。
- 第 4 次千葉県障害者計画の推進のため設置した「療育支援専門部会」において、保育所等における障害の早期発見や支援機関へのつなぎについて検討を行っている。

【今後の取組方針】

- 保育の実施主体は市町村であることから、引き続き、保育所における障害児の受入体制の整備に努めるよう市町村に促していくとともに、「すこやか保育支援事業」の実施により障害児の受入れを支援する。
- 引き続き、保育所職員に対する障害児保育に関する研修を実施するとともに、保育所職員が子どもの障害に気づく能力やその後の支援機関へつなぐ技術を高めるため、臨床心理士や理学療法士等の専門職等で組織した指導チームが巡回し、職員に対し技術的な支援を実施していく。

課題11 学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮

【事例】

1. 自閉症の小学2年の子に、母親が普通学級で一日中付き添って学習支援をしているが、学習支援できる教員を配置するなどの支援をしてほしい。
2. 発達障害のある子どもが普通学級に適応できず、また他の生徒から障害について理解されないため、学校に行きたがらなくなっている。
3. 発達障害があり、パニックになると大声で泣き出し止まらなくなる高校3年の子が参加する修学旅行に親も同伴してほしいと求められた。
4. 知的障害があり特別支援学級に通学している小学6年の子が、遠方の特別支援学級のある中学校ではなく、友だちと一緒に地域の中学校に進学したいと希望している。

【問題の所在】

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利が憲法で保障されており、また、平成18年12月の改正教育基本法では、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」ことが新たに盛り込まれており、県民と行政が一体となってより良い教育上の支援の方法を構築していくことが求められている。
- 具体的には、以下の問題点がある。
 - 国の財政措置が無い中で、障害のある児童生徒に常時学習支援をする教員を配置することは難しい。
 - 障害のある児童生徒の学習支援や介助を行う人材が配置できていない市町村がある。
 - 発達障害のある子の障害特性が学校現場で十分理解されていない。
 - 学校は、障害のある児童生徒に対する教育上の必要及び安全確保の観点から保護者に付き添いを求める場合があるが、保護者はそれを配慮が欠けていると認識することがあり、意識のずれがある。
 - 就学先の決定について、市町村教育委員会の判断と本人、保護者の考えが合致しない場合がある。

【課題への対応】

1 市町村教育委員会の対応

(1) 障害のある児童生徒への条件整備

- 小中学校に在籍する障害のある児童生徒への条件整備が適切に行われるよう、努めている。

(2) 学齢児童生徒の就学先の決定

- 学校教育法施行令等に基づく就学指導の仕組みを前提に、市町村教育委員会が、本人や保護者の意見を十分に聴き、就学指導の過程や就学先における教育内容、施設や設備の状況、地域で受けられる支援の状況、専門的知識を有する者の意見の内容等について説明や情報提供を丁寧に行い、総合的な見地から就学先を判断している。

(3) 特別支援教育支援員の配置・拡充

- 障害のある幼児児童生徒の学習支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置・拡充に努めている。

2 県教育委員会の対応

(1) 教職員の専門性の向上のための事業

- 特別支援アドバイザー事業を展開し、専門職員19人を県内5教育事務所に配置し、発達障害を含むすべての障害を対象として、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方などについて、教職員等に対し、助言・援助をしている。
- 障害のある幼児児童生徒への適切な対応がなされるよう、発達障害や二次障害の理解についての様々な研修会を実施している。
- 障害別、基礎・専門講座研修や特別支援コーディネーター研修等、教員の実態や希望に応じた研修を実施している。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、学校の支援体制や教職員の資質の向上を図っている。

(2) 学校行事への保護者の付き添い

- 保護者と学校、教育委員会が十分に話し合い、保護者の理解や同意を得るようにしている。

(3) 外部人材の活用

- 障害のある幼児児童生徒に対する学習活動を支援するための学生及び社会人ボランティアの派遣事業を実施している。

【今後の取組方針】

- 県は、障害のある子に対し適切な教育上の配慮が行われるよう、上記取組みの継続・充実に努める。また、市町村に対して障害のある子への条件整備を促すとともに、特別支援教育支援員の配置・拡充の配慮等をお願いしていく。

課題12 サービス提供に当たっての安全確保

【事例】

1. 聴覚障害のある人が団体旅行を申し込んだところ、旅行会社から安全確保ができないことを理由に断られた。
2. (テーマパークの事業者から)アトラクションの危険注意の表示をしたいが、障害のある人に対して、どのような内容をどのように知らせたらいいのか教えてほしい。
3. 電動車いすを利用して路線バスに乗車しようとしたところ、運転手に「危ないから、一人で乗車しないでほしい」と言われた。

【問題の所在】

- 安全確保については、障害のある人やその家族が「これくらいは大丈夫」と思うのと、サービス提供者が「事故が起きたら大変だ」と考えることには大きな格差がある。
- サービス提供者は、利用者の安全を確保するため、サービスを提供することにより危険が伴うと考えられる利用者については、どのような危険があるかを情報提供する必要があるが、必ずしも十分な情報提供がされていない事業者もある。
- 外見上障害の有無が分かりにくい人に対しては、サービス提供者が当事者に注意喚起することが困難である。
- 安全確保の問題は、合理的な根拠に基づいた個々のルールづくりが必要になる。

(参考)

条例の考え方

- サービス提供拒否の理由が、生命、身体に具体的に危険が切迫しているなど、「合理的な理由」があれば、不利益取扱いとはならない。(障害を理由とした差別とはならない。)
- ただし、事業者側には、「合理的な理由」があることについて、説明責任がある。

【対応状況】

- 県では、個別相談の際、サービス提供事業者に必要な範囲での対応を求めている。

【今後の取組方針(案)】

- 提供するサービスは様々であり、障害のある人の障害種別や程度には個人差があることから、個々のサービス提供事業者において、サービスを受ける人の安全を確保するという観点に立って、合理的な根拠に基づいたルールづくりを推進していただくようお願いしていく。
- サービスを提供することにより危険が伴うと考えられる利用者には、どのような危険があるかをわかりやすく伝えるようお願いしていく。

課題 13 建物等のバリアフリー化の推進

【事例】

1. (視覚障害のある人から、)よく使う道が狭く、凹凸になったりして、足や杖が引っかかることがある。また、歩道に民家の庭木が覆いかぶさるように迫り出しているため、歩きにくい。
2. 駅の構内で食事をしようとしたところ、段差があるなど、どこもバリアフリーとなっておらず、車いすで入れなかった。
3. カラオケ店にエレベーターがなく、階段の昇降でしか入れないため、松葉杖の利用者や車いすの人が利用しにくい。

【問題の所在】

- 建物の施設、設備をバリアフリー化するためには、事業者の経済的負担を伴う。
- 建物のバリアフリー化については、徐々に整備が進んでいるが、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)では、建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)への適合が、以下の場合には、努力義務にとどまっている。
 - 床面積2,000平方メートル未満の特別特定建築物(特別支援学校、百貨店、病院、老人ホーム等)
 - 既存の特別特定建築物
 - 特定建築物(学校、事務所、共同住宅等)

【対応状況】

- 病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー新法に基づく適合審査及び認定を行うなど、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行っている。
- 県では、千葉県福祉のまちづくり条例の見直しを検討している。
見直しに当たっては、バリアフリー新法の改正などを踏まえ、オストメイトへの配慮や子育て支援など、多様なニーズにより一層対応した改正を検討することとしている。
- 県に相談があった際は、建物の管理者に対し可能な範囲での対応を求めている。
- ちばバリアフリーマップにおいて、バリアフリー設備のある建築物等を紹介している。

【今後の取組方針(案)】

- 県有施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化を推進する。
- 障害のある人、高齢者、妊婦等すべての県民にやさしく安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例の見直しを進めるとともに、引き続き建築物のバリアフリー化の普及啓発に努める。